

ー 農林年金に住所登録されていない方を探しています! ー

農林年金では、制度完了に向けた取り組みをすすめています。住所の登録がないため農林年金からの重要なお知らせなどが、ご本人に届かない場合があります。

公的年金制度が被保険者の住所を収録し始めたのは、平成9年1月の基礎年金番号導入時以降となっており、農林年金でも、個人データベースに組合員の住所を収録したのは平成9年1月以降です。このため、平成8年12月末までに団体を退職された方の住所情報は当初未登録でした。

住所が未登録となっていた方については、これまで日本年金機構との連携による照会・確認のほか、住基ネットシステムの活用、該当者が退職した団体の協力による調査、年金相談等の機会における確認、インターネットや広報誌等での周知等の取り組みを継続して行った結果、多くの住所未登録者の住所が判明しましたが、現在も農林年金のデータ上住所が未登録となっている方がいらっしゃいます。

このような方については、このまま農林年金の給付完了時点を迎えると、農林年金から特例一時金を受け取れないまま時効となってしまう可能性があります。すべての対象者の方に特例一時金の支給ができるよう、皆様のお知り合い、関係者の方に広くこの情報をお伝えください。

皆様へご協力をお願い

- お知り合いで、年金の支給開始年齢を過ぎているのに、農林年金から何も連絡が届いていない方や、次の事例に当てはまり農林年金に住所が登録されていない可能性のある方がいらっしゃいましたら、農林年金管理徴収課（03-6811-0550）までお電話くださるようお願いいたします。

◆住所が登録されていない可能性がある事例◆

- ① 平成8年12月以前に団体を退職している。
- ② 日本年金機構「ねんきん定期便」に農林年金期間が記載されていない。
- ③ すでに62歳を超えているが農林年金から何の連絡もない。
- ④ 62歳はまだ先のことだが、①②に当てはまる。

結婚する前2年ほど農協に勤めていました。「農林年金に住所登録がない」と農協から連絡があったのですが？



62歳を過ぎたのに何も連絡がない。私の住所登録はどうなっていますか？



結婚して他県に引越した同期に電話して、農林年金の住所登録がしてあるか確認してみよう!



※ お電話いただく際には、農林年金の「組合員番号（10桁）」が書かれた書類などをお手元にご用意いただくと確認がスムーズにできます。

（分からない場合は、氏名(旧姓)・生年月日・元所属団体名等でお調べすることとなります。）